

公益財団法人 滋賀県消防協会定款

改正 平成25年4月30日一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人滋賀県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、民主的かつ自治的消防の充実と理解に努め、郷土愛護の消防精神に支えられた消防防災力の充実強化を通じて、県民の生命、身体及び財産を火災等から保護すると共に、各種災害による被害を軽減するために、消防団等の消防施設の充実強化の支援、消防防災技術の向上、地域連携の強化、消防職員及び消防団員（以下「消防職・団員」という。）の士気の高揚、消防防災思想の普及啓発活動等を行うことにより、公共福祉の増進に寄与し、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災思想の普及・啓発
- (2) 消防職・団員の消防防災技術の向上及び消防団等の組織強化等
- (3) 消防防災に関する調査研究、指導及び研修等
- (4) 消防団、消防本部及び消防職・団員等の表彰等
- (5) 消防団の活性化及び加入促進
- (6) 大災害地に対する見舞、救恤及び支援等
- (7) 消防防災関係諸団体の育成、協力及び連携
- (8) 消防職・団員の死亡者、負傷者及び罹災者等の弔慰救済等
- (9) 殉職消防職・団員の遺族の弔慰救済及び慰霊等
- (10) 消防職・団員の福祉厚生
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、滋賀県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に評議員15名以上40名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1をこえないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前 2 項の規定に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上35名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- (3) 理事のうち、1名を会長、6名以内を副会長、1名を専務理事とする。

2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、会長を補佐する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前 2 項の規定に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

(名誉会長等)

第 28 条 本会に総裁、名誉会長、顧問、相談役及び参与（以下「名誉会長等」という。）（各 5 名以内）を置くことができる。

2 名誉会長等は、理事会の決議を経て会長が推戴または委嘱する。

3 名誉会長等は、会長の諮問に応え、会長に意見を述べることができる。

4 名誉会長等の報酬は、無報酬とする。

5 名誉会長等の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(役員責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎年度 5 月に開催するほか、3 月に開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれに当たる。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条の規定の変更についても適用する。

(解 散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、

その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

第 41 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員の任免については、理事会で別に定める規程による。

4 事務局に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 会 員

第 43 条 この法人の目的を達成し、第 4 条の事業を行うため、次に掲げる者を会員とする。

(ア) この法人の目的に賛同し、事業に協力する滋賀県内の市町長、消防職員及び消防団員

(イ) 事業の経費を負担する滋賀県内の市町、一部事務組合及び消防関係機関

2 前項の会員のほか、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体及び学識経験者、並びにこの法人のために功労のあった者を会員とすることができる。

3 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 総 会

(設 置)

第 44 条 この法人に理事会の決議を経て総会を置く。

(構 成)

第 45 条 総会は、この法人の役員、評議員、市町長、消防（局）長及び消防団長をもって構成し、この法人及び消防諸般にわたる重要事項について理事会の諮問に応じて協議し、その必要なものについて理事会に建議することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の目的に賛同し、業務の推進に協力する消防関係団体の長及び学識経験者等で理事会の同意を得て会長が認める者を参画させることができる。

(招集及び議長)

第 46 条 総会は、必要がある場合に会長が招集し、総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれにあたる。

(委 任)

第 47 条 前 3 条に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 補 則

(地域の消防団体等との連携、協力)

第 48 条 この法人は、第 3 条に規定する目的を達成するため、県内の地域の消防団体等に第 4 条に規定する事業への協力を依頼するとともに、事業の円滑な運営のために連携するものとする。

2 前項の協力及び連携についての必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は植田和生とする。

附 則（平成25年4月30日）

この定款は、平成25年4月30日から施行する。